

訴 状

2004(平成16)年11月29日

前橋地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 野 上 恭 道

ほか39名

(別紙「原告訴訟代理人目録」記載のとおり)

当事者の表示 別紙「当事者目録」記載のとおり

公金支出差止等請求住民訴訟事件

訴訟物の価格 金640万円

貼用印紙額 金3万6000円

第1 請求の趣旨

1、被告群馬県企業管理者は、八ッ場ダムに関し、次の各負担金を支出してはならない。

(1) 特定多目的ダム法第7条に基づく建設費負担金

(2) 水源地域対策特別措置法第12条第1項第1号に基づく水源地域整備事業の経

費負担金

(3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金

2、被告群馬県企業管理者が国土交通大臣に対しハッ場ダム使用权設定申請を取下げる権利の行使を怠る事実が違法であることを確認する。

3、被告群馬県知事は、ハッ場ダムに関し、つぎの各負担金および繰出金を支出してはならない。

(1) 河川法第60条に基づくダム建設事業負担金

(2) 水源地域対策特別措置法第12条第1項第2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金

(3) 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金

(4) 群馬県企業管理者が特定多目的ダム法第7条に基づく建設費負担金を支出するについて、これを補助するために行なう一般会計から水道事業特別会計に対する繰出金

4、被告群馬県知事は、群馬県を代表して次の各損害賠償請求をせよ。

(1) 債務者小寺弘之(平成16年9月10日以前の1年間において群馬県知事の地位にあった者)に対し、金8億2500万円ならびにこれに対する平成16年9月10日から支払済まで年5分の割合による遅延損害金

(2) 債務者野口尚士(平成15年9月10日から同年12月31日までの間において群馬県企業管理者の地位にあった者)に対し、金3100万円ならびにこれに対する平成16年9月10日から支払済まで年5分の割合による遅延損害金

(3) 債務者関根宏一(平成16年1月1日から同年9月9日までの間において群馬県企業管理者の地位にあった者)に対し、金3億1800万円ならびにこれに対する平成16年9月10日から支払済まで年5分の割合による遅延損害金

5、訴訟費用は被告らの負担とする。

第2 請求の原因

1、当事者

- (1) 原告は、いずれも群馬県の住民である。
- (2) 被告群馬県企業管理者は、地方公営企業法に基づき群馬県が経営する水道事業および工業用水道事業に関し、その業務を執行し、かつ当該業務につき群馬県を代表する権限を有するものである。
- (3) 被告群馬県知事は、群馬県の執行機関であって、損害賠償請求権を含む群馬県の財産を管理する一般的権限を有するものである。

2、本件訴訟の背景と提訴に至る経緯

- (1) 1947(昭和22)年9月14日のカスリン台風により、利根川が氾濫し、流域には大きな被害が発生した。これを受けて利根川治水計画(利根川改修設計計画)が1949(昭和24)年に策定され、上流ダム群によって3000 m³/秒の水量を調節することにより烏川と利根川本流の合流点から栗橋までの間の計画高水流量を1万4000 m³/秒とする方針が打ち出された。

建設省は、1952(昭和27)年5月にダム候補地の一つとして、利根川の支流吾妻川川原湯付近を選定し、予備調査を開始した。これが八ッ場(ヤンバ)ダム問題の発端であった。

- (2) しかし、吾妻川は草津温泉、万座温泉、白根火山、硫黄鉱山採掘跡地から流出する水が集まる強酸性の河川であって、これがダムの堤体等を損傷することが判明したため、計画は一時中断した。その後、上流に水の強酸性を中和する工場が建設され、これが1964(昭和39)年に稼働するに至って予備調査が再開された。
- (3) 1965(昭和40)年12月には、ダム湖によって水没することが予定される地区で「反対期成同盟」が結成され、ダム反対運動が展開された。しかし、建設省は1967(昭和42)年、現地に調査出張所を開設して実施計画調査を進め、1970(昭和45)年には周辺施設の建設に着手した。その後、1976(昭和4

6)年には群馬県知事がダム推進を表明し、1980(昭和55)年に地元に対し生活再建案を提示した。そして、1985(昭和60)年11月に群馬県長野原町長と群馬県知事の間で生活再建案についての覚書が締結されたのを機に、地元の反対運動は収束に向かった。

(4) この間、1976(昭和51)年4月には八ッ場ダムを含む「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画(通称「利根川・荒川フルプラン」)が閣議決定され、1986(昭和61)年7月には八ッ場ダム建設に関する基本計画が決定された。その後、1992(平成4)年から1999(平成11)年にかけて用地補償の基礎となる調査が行なわれ、2001(平成13)年6月には国土交通省と長野原町内の連合交渉委員会の間で補償基準が合意されるに至った。この補償基準に基づく個別交渉が現在なお継続中で、ダム本体工事は着手に至っていない。

(5) 補償基準が合意される前に策定された1986(昭和61)年の基本計画では、事業費総額は2110億円、完成予定は2000(平成12)年とされていたが、補償基準の合意を受けて国土交通省が2003(平成15)年11月に発表した変更計画案によれば、事業費総額は一挙に4,600億円に増額され、完成予定は2010(平成22)年に先送りされた。

事業費の大幅な増額に伴い、利根川流域の1都5県の負担金もこれに比例して当然増額されることになる。

負担金の増額につき同意を求められた各都県の首長および議会は、増額幅の大きさについては驚愕しながら、今日において八ッ場ダムを建設する必要があるのか、という本質的な議論を回避したまま、漫然と変更計画に同意を与えた。

(6) 原告らは、八ッ場ダムの建設に関し1都5県が負担金を負担し、支出すること自体が、地方財政法の禁止する不必要な財務会計行為にあたるものとする。

そこで、「執行機関又は職員の右財務会計上の行為又は怠る事実の適否ないし

その是正の要否について地方公共団体の判断と住民の判断とが相反し対立する場合に、住民が自らの手により違法の防止又は是正をはかることができる点に、制度の本来の意義がある（最高裁昭和53年3月30日判決，民集32巻2号485頁，判例時報884号22頁）とされる住民訴訟の法廷において、客観的判断が下されることを求めて、この「住民全体の利益を保障するために法律によって特別に認められた参政権（同判決）を行使するために、本件提訴に至った。

3、本件住民訴訟の対象となる財務会計行為および怠る事実

(1) ハツ場ダム建設事業の概要

ア、ハツ場ダムは国(国土交通省)を事業主体として、利根川水系吾妻川に設置される多目的ダムであり、その概要は以下のとおりである。

位置	群馬県吾妻郡長野原町
規模	
堤高	131m
総貯水容量	1億0750万m ³
有効貯水容量	9000万m ³
集水面積	707.9 km ²
湛水面積	304 ha
型式	重力式コンクリートダム
工期	1967(昭和42)年度(実施計画調査着手時)~2010(平成22)年度(完成予定時)

イ、ハツ場ダム建設事業の目的

ハツ場ダム建設事業の目的としては、以下の4つがあげられている。

洪水調節

ハツ場ダム地点の計画高水流量3900m³/秒のうち、2400m³/秒を

調節して利根川沿線流域の洪水被害の軽減をはかること。

流量の正常な機能の維持

ハッ場ダム下流の吾妻川の河川環境の改善等流水の正常な機能の維持をはかること。

水道用水の取水

群馬県，藤岡市，埼玉県，東京都，千葉県，北千葉広域水道事業団，印旛郡広域市町村圏事務組合及び茨城県に対し，合計 $21.389 \text{ m}^3/\text{秒}$ （1日約 $184万8000 \text{ m}^3$ ）の水道用水の取水を可能にすること。

工業用水の取水

群馬県及び千葉県に対し，合計 $0.82 \text{ m}^3/\text{秒}$ （1日約 $7万0848 \text{ m}^3$ ）の工業用水の取水を可能にすること。

ウ、本件ダムの建設事業費は，国土交通省が作成した「ハッ場ダムの建設に関する基本計画」に計上されている費用だけで約 4600 億円に達し，そのうち 2002 （平成 14 ）年度までに執行済みの額は約 1520 億円である。

なお，このほかに水源地域対策特別措置法に基づく事業の費用として約 997 億円，財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業の費用として，約 249 億円を要することが見込まれており，これらの合計額は約 5846 億円に達する。このうち約 2660 億円を群馬県ほか地方公共団体が負担することが予定されている。またこれらの費用の調達はほとんど起債（国債および地方債）によるので，その利息が上記金額に加算されることになる。

エ、本件ダムによって開発される水利権は毎秒 22.200 m^3 （1日約 $192万 \text{ m}^3$ ）と計画されており，このうち群馬県の水道用水のためには毎秒 2.25 m^3 （1日約 $19.4万 \text{ m}^3$ ）の設定が予定され、また工業用水のために毎秒 0.35 m^3 （1日約 $3万 \text{ m}^3$ ）の設定が予定されている。

オ、本件ダムの洪水調節量は $6500万 \text{ m}^3$ と計画されている。

前述のとおり本件ダムの総貯水量は $1億0750万 \text{ m}^3$ であるが、その配分は

以下のとおりである。

堆砂容量	1750万 m^3
有効貯水量(総貯水量から を引いた量)	9000万 m^3
洪水調節量	6500万 m^3

これは、 の有効貯水量から洪水期(6月～9月)の水道用水等貯留量2500万 m^3 を差引いた量であり、6500万 m^3 となる。

カ、本件ダム治水機能に係る上位計画は、「利根川水系工事実施基本計画(1980(昭和55)年12月改定)」である。同計画は、1949(昭和24)年の計画を変更し、利根川と烏川との合流点にあたる治水基準点八斗畠(ヤッタジマ)における基本高水流量を2万2000 m^3 /秒と設定し、このうち上流ダム群によって調整すべき量を、6000 m^3 /秒、基準点における計画高水流量を1万6000 m^3 /秒とした(従前の計画は前述のとおり、基本高水流量1万7000 m^3 /秒、ダムによって調整すべき量3000 m^3 /秒、計画高水流量1万4000 m^3 であった)。

キ、ダムは河川法第3条の定める河川管理施設であり、一級河川である利根川の河川管理に要する費用は、同法第59条により原則として国が負担すべきものである。

しかし、(2)以下に述べるとおり、一定の要件のもとで、流域の地方公共団体等がその費用の一部を負担すべきものとされている。

(2) 負担その1－特定多目的ダム法に基づく利水関係負担金

ア、特定多目的ダム法(以下「特ダム法」)第7条により、ダム使用権の設定予定者(ダム使用権の設定を申請し、基本計画において設定予定者と定められた者)は、当該多目的ダムの建設に要する費用のうち同法施行令所定の方法で算出される額の費用を負担すべきものとされている。

イ、2003(平成15)年に変更後の基本計画において事業費総額約4600億円のうち、ダム使用権設定予定者としての群馬県は約59億円の費用を負担するこ

とが予定されている(負担金は群馬県水道事業特別会計から、国の治水特別会計へ支出される)。

上記利水負担金予定総額のうち、2003(平成15)年9月10日から2004(平成16)年9月9日までの1年間の支出分は4億4800万円である(なお、このうち2億6100万円は、一般会計から水道特別会計に繰入れられた出資金が原資となっている)。

ウ、ダム使用権の設定予定者は、設定申請を取り下げることができる。この場合、既に国に納付済みの負担金は還付される(ただし、国は基本計画が廃止されるか、あらたにダム使用権の設定予定者が定められるまでは、その還付を停止することができる)。(特ダム法第12条)

また、設定申請の取り下げという行為を特に経由しなくても、ダム使用権設定予定者が単に負担金の納付をしないだけで、設定申請は当然に却下され(特ダム法第16条2項)、この場合も、設定申請が取り下げられた場合と同一の条件で、納付済みの負担金は還付される(同法第12条)。

(3) 負担その2－河川法に基づく治水関係負担金

ア、河川法59条の原則に対する例外として、同法60条は、都道府県に対し、「その区域内における一級河川の管理に要する費用」、すなわち区域内の河川管理施設の建設費用等の一定割合を負担すべきものとし、さらに同法63条において「国土交通大臣が行なう河川の管理により、第60条第1項の規定により当該管理に要する費用の一部を負担する都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、国土交通大臣は、その受益の限度において、同項の規定により当該都府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都府県に負担させることができる」ものとしている。

イ、本件ダム建設事業の総事業費約4600億円のうち、治水事業として賄う分は54.6%の約2512億円であるが、群馬県は本件ダムの建設される区域を管轄するものとして、河川法60条に基づき区域内の河川管理施設の建設費用等を

負担すべき地位にあり、約101億円の治水負担金を負担している(負担金は群馬県の一般会計から国の治水特別会計へ支出される)。

上記負担金のうち、2003(平成15)年9月10日から2004(平成16)年9月9日までの1年間における支出分は3億2100万円にのぼる。

(4) 負担その3－水源地域対策特別措置法に基づく利水・治水関係負担金

ア、ダム建設固有の費用とは別に、ダムの建設によって水没その他生活条件等の著しく変化する地域の生活環境、産業基盤等を整備する必要性が生じうる。

これに対処する事業が水源地域対策特別措置法(以下「水特法」)に基づく水源地域整備事業であるが、同事業の費用の一部は利水予定者や、治水効果を楽しむ地域を含む地方公共団体に負担させることができるものとされている(水特法12条)。

イ、本件ダムは1986(昭和61)年3月に水特法の対象ダムに指定され、1995(平成7)年12月に同法4条に基づく水源地域整備計画が公示された。これを受けて関係都県において1996(平成8)年2月22日付で水源地域整備事業に関する費用の負担割合が協定された。

ウ、この協定に基づき群馬県が負担することが予定されている負担金の総額は約40億円(利水分11億円、治水分29億円)にのぼる。

このうち、2003(平成15)年9月10日から2004(平成16)年9月9日までの1年間に支出された負担金は3億8900万円である(内訳、利水分1億4600万円、治水分2億4300万円)。

(5) 負担その4－水源地域対策基金に対する利水・治水関係負担金

ア、水特法に基づく事業を補完し、水没地域の関係住民の生活再建等の一層の充実を図る、という目的で、1976(昭和51)年12月に財団法人利根川・荒川水源地域対策基金(以下「対策基金」)が設立された。基本基金10億円の拠出団体は利根川・荒川流域の1都5県である。

イ、対策基金の実施する事業に要する費用については、1990(平成2)年8月1

日付で、関係都県間に、その負担割合に関する協定書が締結された。

ウ、この協定に基づき群馬県が負担することが予定されている負担金の総額は約16億円(すべて利水分)にのぼる。このうち、2003(平成15)年9月10日から、2004(平成16)年9月9日までの1年間に支出された負担金は、1600万円(すべて利水分)である。

(6) 小 括

本件住民訴訟の対象となる「財務会計行為」は、被告群馬県企業管理者による上記負担金「その1」、「その3」および「その4」の利水分に関する各支出、ならびに被告群馬県知事による上記負担金「その2」、「その3」および「その4」の治水分に関する各支出である。なお、県知事は、一般会計から水道事業特別会計への繰出金の支出という形で企業管理者を経由して「その1」にあたる支出も行なっており、これも本件請求の対象に含まれる。

なお、負担金「その1」の負担の前提となる、ダム使用权の設定予定者たる地位は群馬県の財産であるが、負担を免れるために設定申請を取り下げるという「財産管理を怠る事実」の違法確認を、本件においては、あわせて請求している。

4、被告らが財務会計行為および財産管理をなすにあたり遵守すべき法規範の内容

(1) 地方財政法第4条

ア、「地方自治行政の基本的原則」等を定めた地方自治法第2条14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定している。

この「最少の経費による最大の効果」の原則を予算執行の立場から表現した規定が地方財政法第4条であり、その第1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定している。

イ、地方公共団体の執行機関が公金を支出するに際して上記条項を遵守すべきこと

は当然である。

ちなみに地方自治法は第2条16項において、「地方公共団体は法令に違反してその事務を処理してはならない」と規定し、第138条の1において、「普通地方公共団体の執行機関は(中略)法令、規則その他の規定に基づく当該普通公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う」と規定している。

ウ、水道事業管理者を含む地方公営企業管理者は、当該地方公営企業の業務につき執行権、代表権を有するが、地方公営企業法は、地方自治法・地方財政法の特例を定めた法律である(同法第6条)から、地方自治法、地方財政法の上記各規定は(地方公営企業法上、その特例を定める規定がない以上)、地方公営企業の遵守すべき法規範である。

エ、従って、被告らがいずれも前述の各負担金を支出するについて、地方財政法4条の適用を受けることは当然である。

(2) 地方財政法第3条

ア、地方財政法第3条2項は、「地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を補そくし、且つ、経済の現実に即応して、その収入を算定し、これを予算に計上しなければならない」と規定している。

イ、被告企業管理者がダム使用权の設定を申請し、そのために必要とされる負担金を負担、支出する行為は、ダム使用权の設定によって確保される水道用水に対する需要が確実に存在し、従ってこれを供給することによって「経済の現実に即応する収入」を算定することが可能であるという判断に裏付けられていなければならない。

ウ、従って、被告らが、その財務会計行為について地方財政法第3条2項の適用を受けることは当然である。

(3) 地方財政法第8条

ア、地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれ

を管理し，その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならない。」と規定しており，前述のとおりこの規定は地方公営企業にも適用される。

イ、ダム使用权は物権である(特ダム法第20条)から，ダムの完成を停止条件としてその設定を受けるべき地位，すなわちダム使用权の設定予定者の地位は，水道事業ないし工業用水道事業の用に供する資産(地方公営企業法第9条第7号)であり，従って地方公共団体の財産である(地方自治法第237条)。

権利が義務と表裏一体の関係にある場合は，権利を放棄することによって義務を免れることが客観的に最も効率的な財産管理となる場合もありうる。

ウ、被告企業管理者は，水道事業に属する資産を管理するに際して，地方財政法第8条の適用を受け，権利放棄(申請の取下げ)という選択肢を含めて最も効率的な財産管理を行なう責任を，群馬県に対し負っている。

5、本件各財務会計行為及び財産管理を怠る事実の違法性

(1) 本件ダムによる利水上の利益の不存在

ア、利根川下流域自治体における水余り

利根川・荒川流域にある首都圏1都5県の都市用水(水道用水および工業用水)の給水実績は，1990年代以降漸減傾向にある。この間の首都圏人口の漸増傾向にもかかわらず水需要が減少しているのであるから，首都圏の人口の減少がはじまる2015(平成27)年以降は，更に水需要の減少は加速される。

これを東京都についてみると，上水道の給水実績は1970年代後半をピークとして漸減し，2002(平成14)年度における1日最大給水量は506万 m^3 まで低下した。2004(平成16)年7月から8月の猛暑期間中においても，1日最大給水量は522万 m^3 にとどまった。これは，1人当たりの給水量が水道の漏水防止対策の向上と節水型機器の普及に伴って減少したためである。

一方で，東京都の保有水源(水利権)は既に1日当たり653万 m^3 存在して

いる。この外に東京都多摩地区において水道用水源として使われている地下水が1日当たり約40万 m^3 存在しているので、新規水源開発を行わなくても東京都の保有水源は1日当たり700万 m^3 に達している。

東京都の人口が2015(平成27)年までは漸増することにより(ピーク時約1250万人)1日最大給水量が2002(平成14)年実績よりも増えとしても、最大で1日当たり560万 m^3 程度を越えることは想定できない。従って、既に140万 m^3 /日以上も「水余り」の状態になっているのであるから、新たな水源開発に参加する必要はない。

また、茨城県においても近年上水道の給水実績は頭打状態になっており、2002(平成14)年度における1日最大給水量は103万 m^3 (約11.92 m^3 /秒)にとどまっている。そして、県営工業用水道の給水実績も、同様の傾向にあり2002(平成14)年度における1日最大給水量は約67万 m^3 であり、同年度における茨城県の上水道及び県営工業用水道の1日最大給水量は約170万 m^3 である。

他方、茨城県の河川水の水利権は上水道と県営工業用水道を併せると、給水量換算で、霞ヶ浦開発で162万 m^3 /日、その他で57万 m^3 /日と合計約219万 m^3 /日(約25.35 m^3 /秒)も存在する。茨城県は、この外に約28 m^3 /日の地下水水源を有しているため、合計で約247万 m^3 /日の水源を有しているのである。

従って、茨城県は2002(平成14)年時点で既に約77万 m^3 /日の余剰水源を有しており、新たな水源開発に参加する必要性がない。

同様に、千葉県においても上水道の給水実績は最近10年間横ばい状態が続いており、2002(平成14)年度における1日最大給水量は213万 m^3 (約24.65 m^3 /秒)にとどまっている。これに工業用水道を合わせても同年度における1日最大給水量は約299万 m^3 (約34.61 m^3 /秒)である。

他方、千葉県の保有水源は、工業用水道や地下水も含めると約370万 m^3

／日(約42.82 m³ / 秒)も存在している。

従って、千葉県も2002(平成14)年時点で既に約71万m³ / 日もの余剰水源を有しており、新たな水源開発に参加する必要性はない。

栃木県においても同様で、同県の上水道及び簡易水道の1日最大給水量は、1994(平成6)年以降、約88万m³ / 日から約86万m³ / 日で横ばい状態が続いている。この間の県人口は、約198万人から約200万5000人(2002年)と若干増加したが、1人当たりの1日最大給水量は、1994(平成6)年の503リットル / 日をピークに以後減少傾向が続いている。

一方、水源開発が進んだため、栃木県は現在の水需要を充足する水源を保有するに至っている。現在、栃木県の水道の保有水源は、工業用水道の未利用水源と水道用地下水も加えると、100万m³ / 日を超えるので、既に20万m³ / 日も過剰となっている。従って、栃木県が新規のダム建設事業に参加する必要性はない。

以上のように、首都圏の人口は2015(平成27)年頃をピークとして、その後減少傾向になるのであるから、首都圏の水需要は近い将来確実に減少傾向となる。ハツ場ダムの建設が順調に進んだとしても、実際に完成するのは2020(平成32)年以降のことであり、その頃には首都圏の水需要は減少の一端をたどっており、ハツ場ダムの不要性はますます明白である。

イ、群馬県における水余り

群馬県の上水道の給水実績も、1970年代後半をピークとして漸減し、2002(平成14)年度における1日最大給水量は101万m³まで低下した。これに工業用水道を併せても1日最大給水量は117万m³にとどまっている。この間、県人口は多少増加したが、一人当たり給水量は漸減傾向を続けてきている。今年の猛暑の期間中においても、1日あたり最大給水量はそれほど変化を示していない。

一方、群馬県の保有水源(水利権)は既に99万m³ / 日存在しており、これ

に水道用地下水50万 m^3 /日を加えると、約150万 m^3 /日にもなり、約30万 m^3 /日も過剰となる。

2004年(平成16)11月現在、群馬県の人口は203万3811人であり、2年前の2002(平成14)年11月時点の人口203万2366人と比べると若干の増加傾向を示してはいるが、この漸増傾向は早くも2006(平成18)年頃にピークを迎える(ピーク時約203.5万人)と予測されている。

したがって、一日最大給水量が前記2002(平成14)年実績よりも増える可能性を考慮するとしても、その増加量は人口数の比較からみてもわずかであって、現在でも余っている約30万 m^3 /日の水源で十分に対応することができる。2006(平成18)年頃のピークを過ぎれば、県人口は減少傾向になり、ダムが実際に完成すると見込まれている2020(平成32)年には群馬県人口が200万人を割り込み195万人程度になると推計されていることからみても、ダム建設による利水上の必要性は認められない。

このように、既に約30万 m^3 /日も「水余り」の状態になっているところへ、更に本件ダムによって2.6 m^3 /秒(22.4万 m^3 /日)もの水源を手当てしなければならぬ必要性は全く存在しない。

ウ、ちなみに国土庁が1978(昭和53)年に発表した「長期水需給計画」では、1990(平成2)年の都市用水の全国における需要を1億3100万 m^3 /日と予測していたが、同年の実績値は、その60%に満たない7800万 m^3 /日に過ぎなかった。

また、1987(昭和62)年に策定された「ウォータープラン2000」においては、目標年次(2000年)の需要予測を1億1030万 m^3 /日と下方修正したが、これを基準としても、実績値は予測値の70%程度に過ぎない。

さらに、1999(平成11)年に策定された「ウォータープラン21」では、需要予測の大幅な下方修正が行われたものの、2002(平成14)年時点で実績値と早くも800万 m^3 /日に近い乖離が生じているのである。全国レベルでも、

地域レベルでも公共事業の需要予測は、常にあまりにも過大になされているのである。

エ、利水目的のために計画された利根川流域のダム・貯水池が、1997(平成9)年度以降次々と中止されている。中止されたダム事業と各ダムの計画上の有効貯水量(万 m^3)は以下のとおりである。

国の直轄事業

・川古ダム(群馬県)	4500万 m^3
・印旛沼総合開発(千葉県)	4469万 m^3
・江戸川総合開発(東京都)	710万 m^3
・稲戸井調節池総合開発(茨城県)	1590万 m^3
・渡瀬遊水池総合開発 期事業(栃木県・群馬県)	1050万 m^3

水資源機構(旧水資源開発公団)の事業

・平川ダム(群馬県)	4400万 m^3
・思川開発のうち大谷川分水(行川ダム)(栃木県)	450万 m^3
・栗原川ダム(群馬県)	4550万 m^3
・戸倉ダム(群馬県)	6400万 m^3

国の補助を得て各県が行う事業

・東大芦川ダム(栃木県)	864万 m^3
・倉淵ダム(群馬県)	870万 m^3

(ただし、倉淵ダムは「凍結」と説明されている)

以上の11ダムの計画上の有効貯水量の合計(2億9853万 m^3)は、本件ダムの有効貯水量(9000万 m^3)の3.3倍にも達する。これらの11の計画が相次いで中止されたことは、利水目的ダムの必要性に関する利根川・荒川フルプランの想定が根拠を失っていることを如実に示すものである。

オ、湧水対策としても新規ダムの建設は不要

国土交通省は、ダムの利水上の効用として湧水対策を挙げ、水道事業者の有

する水利権が暫定水利権である場合は、渇水時には正規の水利権に劣後するため、水利を享受できないことがあると主張する。

しかし、ハッ場ダムの夏期における利水容量は前述のとおり2500万 m^3 しかない。これは利根川上流の既設ダム(八木沢、奈良俣、藤原、相俣、藪原、下久保、草木の7ダムと渡良瀬貯水池)の夏期利水容量の合計3万4349万 m^3 に対し、わずか7%にすぎず、渇水対策を左右する程度のものではない。

また、利根川については東京電力株式会社がハッ場ダム予定地の上流において水力発電のための水利権30.0 m^3 /秒(1日あたり259万 m^3)を取得している。この水利権は吾妻川本支流の水を本件ダム湖予定地より上流で発電専用の送水管に取り込むもので、一たん取り込まれた水は、多くの発電所において発電機を回した後に、利根川本流のはるか下流(前橋市南方)で、利根川に戻されるまでの間は、吾妻川・利根川からは全く独立した水流(バイパス)を形成する。すなわちハッ場ダムには流れてこない水である。30.0 m^3 /秒(259万 m^3 /日)という量は、ハッ場ダムによって開発される22.2 m^3 /秒(192万 m^3 /日)を上回るものであり、水利権設定の順序に従い、ハッ場ダムの水利権に優先する。

つまり、正規の水利権といえども、渇水時には先願の発電水利権にはかなわないのである。この場合、渇水時には水利権の転用によって生活用水対策を優先することが法技術的に可能である、と考えるならば、相手が発電水利権でなく農業水利権であっても同じことが言える筈であって、「暫定水利権では渇水時に役に立たない」、という主張はドグマにすぎないことになる。

(2) 本件ダムによる治水上の利益の不存在

ア、利根川の治水基準点である八斗島の基本高水流量は前述のとおり2万2000 m^3 /秒と設定されているが、80(昭和55)年改訂以前の計画における基本高水流量は1万6000 m^3 /秒で、その前提となったのは、1947(昭和22)年のカスリン台風に際して、同地点で1万7000 m^3 /秒の洪水流量があった

という推定である(八斗島の観測所は、1947(昭和22)年当時には存在しなかったため、数値は同地点より上流の3地点の流量からの推定値にすぎない。また、推定値の中には1万5000 m³/秒説もある)。

イ、しかし、同基準点の洪水流量はその後50数年間にわたり、2万2000 m³/秒や1万6000 m³/秒はおろか、1949(昭和24)年のキティ台風の1万0500 m³/秒を除けば、1万m³/秒に届いたこともない。なお、八斗島の流量の連続観測が行われるようになった1951(昭和26)年以降における最大流量は、1998(平成10)年の9220 m³/秒である。

1947(昭和22)年という時点においては、戦時中の食糧難解消のための開墾や、エネルギー確保等のため、利根川上流の山林は乱伐されており、その結果森林の保水力が著しく低下していた。このような条件下で生じたとされる1万7000 m³/秒という数値を、更に膨らませた2万2000 m³/秒という数値は、全く根拠のない架空の洪水流量というべきものである。

前述のとおり、基本高水流量を1万7000 m³/秒から2万2000 m³/秒に変更したのに伴って、八斗島地点における計画高水流量が、1万4000 m³/秒から1万6000 m³/秒へと変更され、上流ダム群によって調節する流量は3000 m³/秒から6000 m³/秒へと倍増した。国土交通省はこの基本高水等の設定および変更の具体的根拠についての説明責任を全く果たしていない。

ウ、計画高水流量設定の当否は別として、ハツ場ダムは、基準点における洪水流量調整には、全く寄与することがない。カスリン台風と同様の降雨が利根川流域にあった場合のシミュレーションとして国土交通省が発表している資料によれば、ハツ場ダム地点の最大洪水流量は、わずか1240 m³/秒であり、しかも、その出現時刻は基準点八斗島の洪水流量がピークに達する時点よりも12時間も早い。ハツ場ダム地点から八斗島地点までの洪水の流下時間は、5～6時間程度であるから、ハツ場ダム地点で最大洪水をカットしても、八斗島地点の最大洪水流量に対する低減効果はゼロに近い。

この意味でも本件ダムが利根川の中流・下流の治水に貢献することはありえない。

エ、また、本件ダムが計画されている吾妻渓谷は、兩岸の山が接近する狭窄部を随所に有し、洪水の流下がそこで緩和されるため、人工的なダムを建設するまでもなく自然自体が洪水調節機能(河道貯留効果)を有している。

ちなみに、本件ダムより上流にある三つの観測所(田代、応桑、小雨)が観測史上最大の日あたり降雨量を観測したのは、1959(昭和34)年8月13日であった(田代観測所180.0mm、応桑観測所283.3mm、小雨観測所197.0mm)。八斗島流量観測所においても、同年8月14日にこの年最大の流量が観測されているが、その量は8280m³/秒にすぎなかった。

このように、もともと自然の洪水調節作用がある場所に、「洪水調節」を名目とするダムを設置することの効用は極めて乏しい。

(3) 本件ダムは、その固有の欠陥のため治水・利水いずれの機能も果しえない。

ア、吾妻川は、前述のとおり強酸性の河川であるため、この強酸性が下流においてコンクリートや金属を腐食させるのを防止するため、石灰を投入して水質を中和する工場2箇所(処理量1日50トンの草津工場および同10トンの香草工場。いずれもpH2.0程度の原水をpH6.5程度にする)と、中和生成物を沈殿させる品木ダムが既に作られている。

しかし、中和生成物による堆砂によって、品木ダムはまもなく飽和状態に達しようとしている。品木ダムが堆砂によって飽和状態になった場合、それに代わる中和生成物沈殿池の役割は、本件ハッ場ダムが果すことになる。

イ、ダムは計画段階で100年分の予想堆砂量を「堆砂容量」として確保することになっており、本件ダムの場合も前述のとおり1750万m³の容量が100年分の堆砂量として確保されることになっている。

しかし、実際の堆砂速度は計画を大幅に上回るのが一般的である(同じ利根川水系にある下久保ダムでは、計画の約2.5倍の速度で堆砂が進行している)。

このような一般的傾向に加えて、前述のとおり中和生成物沈殿池の役割が加わるので、本件ダムは利水・治水機能は短期間で失われることになる。

この意味でも本件ダムは通常のダムに期待しうる治水・利水上の効用を有していない。

(4) ダム建設事業がもたらす様々な問題点

本件ダムの建設により、様々な問題がもたらされる。

ア、ハツ場ダムは、どのような様子のダム湖となるのか

ハツ場ダムは洪水調節のため、7月から9月は満水位から2.8mも水位を落としてしまう。土肌を剥ぎ出しにして底の方にしか水がたまっていない状態がつくられる。そして、その底にたまった水は異様な色を呈することになる。

色の原因の一つは、藻類(植物プランクトン)の異常増殖である。ハツ場ダムは吾妻川の中流部に位置しているため、上流部から多量の栄養塩類(窒素とリン)が流れ込んでいる。上流域の草津町、嬭恋村、長野原町には約3万人が住み、草津温泉、万座温泉、万座スキー場等に大勢の人が訪れる。さらに、嬭恋のキャベツ畑には多量の化学肥料が投入され、三町村で何千頭という牛が飼育されている。これらの生活排水、農業廃水、畜産排水等により吾妻川に多量の栄養塩類が流入している。吾妻川の全窒素と全リンを調べた例を見ると、ダム湖としての環境基準(水道1から3級)の3倍程度もあった。栄養塩類の濃度が高いため、ダムを造り今までの流水を「たまり水」に変えると、藻類が異常増殖が進行し、水質がひどく悪化してゆくことは確実である。

異様な色のもう一つの原因は、中和生成物である。上流にある品木ダム(中和生成物の沈殿池)は、すでに8割近くが埋まっているから、近い将来には満杯となり中和生成物が流出する。この中和生成物がハツ場ダム完成後にはそのダム湖に沈殿するようになり、湖水をその色で染めることになる。

底の方にしか水が貯まっておらず、その水が藻類の異常増殖と中和生成物の流入で異様な色を呈するのであるから、ハツ場ダム湖は観光資源としての魅力はぜ

口である。

イ、川原湯温泉街の今後

水没予定地で最大の集落である川原湯温泉街は、ダムサイトの右岸(打越地区)と原温泉街の山側(上湯原地区)に移転することになっている。前者は代替地造成工事が始まっているが、後者はまだ工事の目途がたっておらず、計画どおりに代替地が造成されるかわからない。

代替地に移転し旅館を再建しても、旅館経営の見通しは決して明るくはない。今の川原湯温泉の魅力は吾妻渓谷の美しさと情緒豊かなひなびた温泉街にあるが、移転後はその二つとも失われてしまう。ハツ場ダム湖は、前記アに述べたようにとても吾妻渓谷の代わりとなる観光資源とはならない。さらに、次に述べるように移転予定地は地滑り、崩落の危険性が高い。

これらのことを踏まえれば、川原湯温泉街にとって望ましい道は、ダム計画を中止し、温泉街を現在のところで再建することである。そのために必要な費用は、水没予定地の人々を苦しめ続けてきたダム起業者等が負担すべきであるが、今後のダム事業費に比べればはるかに小さい金額であるに違いない。

ウ、ダムサイト地盤と湖水域における地滑りの危険性

ダムサイト両岸の岩盤(安山岩)には、河床から上方約100mの間にわたって、水平節理(シーティング節理)が著しく発達している。

「建設省河川砂防技術基準案」によれば、「ダムの基礎基盤は、堤体から伝達される荷重に対して安全であるとともに、貯水池からの浸透流に対して所要の遮水性を有するよう設計するものとする(同基準案第4節、4、1「基礎基盤の設計の基本」とされている。そして、この「基準案開設」は透水性の許容基準(ルジオン値)を設定しているが、それによればハツ場ダムのダムサイト両翼の岩盤の透水性は、透水許容基準の10倍以上もの高い値となっている。このように、ハツ場ダムサイトの岩盤は、ダムサイトの基礎地盤としては極めて不適なものである。

このことは、かつての国会審議(昭和45年6月10日衆議院地方行政委員会)

で建設省(当時)及び文化庁が自認しているところである。

2003(平成15)年11月に公表されたハツ場ダムの基本計画では、ダム本体直下とダムサイト両翼の岩盤を包む広範な高浸水ゾーンについては、遮水剤(セメントミルク)を注入するなどの対策工事を行うとしているが、同工事によって所要の遮水効果が得られる保障は存在していない。本件ダムは基礎基盤からの漏水の危険性や取付部岩盤の脆弱性などに大きな欠陥を残したままなのである。

しかも、ダム湖となる吾妻川の兩岸の斜面には、22の地滑り痕跡が認められている。ダムの湖岸は地滑り地で埋め尽くされている状態なのである。そして、これらの地滑り地の多くは、ダム湖の貯水で水没したり斜面の半ばが水浸することになり、これにより地滑りの危険性は著しく増大する。

以上の事実も、本件ダムが通常のダムとしての効果を期待しえないことを示している。

(5) 本件各負担金の負担および支出は、いずれも地方財政法第4条に違反する。

ア、上述のとおり、群馬県は本件ダムによる水利権を開発して、都市用水の水源を確保する必要を全く有していないし、治水上も本件ダムによる利益を全く受けることがない。

このように地方公共団体の存立目的を達成する上での必要性を欠く公金の支出は、地方財政法第4条に違反する。

イ、本件各負担金のうち、特ダム法第7条、河川法第60条に基づく負担金は、国土交通大臣の納付通知によって納付義務が発生するものであるが、本件ダムが利水上、治水上の効用を有しない事実は、客観的に明白であるから、関係する納付通知は無効であり、被告らはその拘束を受けない。

ウ、また、水特法第12条第1項第1号ないし第2号に基づく負担金と、(財)利根川・荒川水源地域対策基金に対する負担金は、群馬県ほか5都県との間の協定(前者は平成8年2月22日付、後者は平成2年8月1日付)に基づいて支払義務が発生するものであるが、本件ダムが群馬県にとって治水上も利水上も必要性がな

いことについては、群馬県以外の協定当事者たる各都県においても、当然知っており、または知り得べき事実であるから、上記協定は無効であり、被告らはその拘束を受けない(昭和62年5月19日最高裁判決、判例時報1240号62頁参照)。

- (6) 被告企業管理者による各負担金の負担および支出は地方財政法第3条に違反する。

ア、被告企業管理者が負担し支出する負担金は、いずれも上水道の用に供するための水利権を確保することを目的とする負担金であるが、地方公営企業の経費は、極めて限定的な例外を除いて、当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない(地方公営企業法第17条の2、第2項)とされているから、支出に見合う収入が確保できる見込みがなければならないのは、当然である。

イ、前述のとおり群馬県の上水道について、既に大幅な「水余り」が生じているという事は、とりもなおさず今後追加的に調達する水は、需用者に対して売れる見込みがないこと、従ってその料金を収入として算定することが不能であることを意味する。

従って、企業管理者が負担金を負担・支出する行為は、地方財政法第4条ばかりでなく、同法第3条第2項にも違反することになる。

- (7) 被告企業管理者が国土交通大臣に対し、ダム使用权設定申請を取り下げないことは、地方財政法第8条に違反する。

ア、ダム使用权設定予定者の地位が、物権としてのダム使用权の設定を受けるべき権利、すなわち地方公営企業の用に供する資産であって、その財産管理について地方財政法第8条の規律を受けることは前述したとおりである。。

イ、本件ダム使用权を確保しても、群馬県の水道事業はこれに見合った収入を、全く得ることができないのに対し、本件ダム使用权設定申請を取り下げ、関係水利権の返上をするならば、今後の負担金の負担・支払いの義務を免れるのはもとより、既払い分についても一定の条件付きで返還を受けることができる(特ダム法

第12条)。

ウ、従って、群馬県の水道事業に属する財産を管理する上で、本件ダム使用権設定申請を取り下げることにより群馬県の利益を実現することが、被告企業管理者の群馬県に対する忠実義務を全うする所以である。

逆に言えば、このような財務会計上の権限の行使を怠ることは、地方財政法第8条に違反することになる。

エ、そして、このような財産の管理権の行使は、国土交通大臣の協力を全く必要とせず、申請者側の一方的な選択として行なうことができるのである。

(8) 本件ダムは河川環境を破壊し、河川法第1条に違反する。

ア、河川法は、重要な湿地である「河川」を適正に管理することを目的とする法律である。1896年制定当時の河川法には法の目的として「治水」のみを掲げていたが、その後抜本的な改正が加えられ「利水」を目的に加えるとともに、河川を水系別に管理する水系主義河川管理制度が採用された。さらに、1997(平成9)年の改正では、河川環境への配慮が明文化されるに至った。

すなわち、97年改正河川法第1条は法の目的として、()洪水、高潮等による災害の発生の防止(治水)、()河川の適正な利用(利水)、()流水の正常な機能の維持、()河川環境の整備と保全を規定した。改正によって新たに加えられた()により、河川工事や再生事業などは河川環境に配慮して行われるべきことの法律的根拠となったのである。

イ、本件ダム建設予定地には、国の名勝に指定されている「吾妻渓谷」が存在している。吾妻渓谷は、吾妻川沿いに形成された渓谷であり、「関東の耶馬溪」とも称され、奇岩・怪岩がいくつも続いて立ち並び四季折々の美しさ・景観を形作っている渓谷である。

本件ダムは、この吾妻渓谷を分断し、ダムの上流域はダムの中に水没してしまうことによって失われ、下流域はダムによって水の流れが変化することによって従来の景観・様相が大きく変わり河川環境は重大な影響を免れない。すなわち、

奇岩・怪岩から形成されている吾妻渓谷の岩肌の景観・美しさは、時折やって来る洪水によってその表面が洗われることによって保持されてきた。ところが、ダムができることによって水流の流れが貯留されてしまうと、岩肌が洗われることがなくなり、やがて岩肌はコケで覆われ、草木が生い茂るようになり、吾妻渓谷を取り巻く環境は一変してしまう。そのような結果に至ることは、同じく群馬県内を流れている利根川支流の神流川の三波石峡がその上流に建設された下久保ダムによってその美しい景観・面影を喪失するに至った事実からも予測されるところである。

従って、本件ダムは、吾妻渓谷を含む吾妻川の河川環境に大きな影響を与えるものであって、河川法第1条の規定する河川環境の保全に違反するものである。

6、住民監査請求の経由

原告らはいずれも本年9月10日付で群馬県監査委員に対し、本件各被告を名宛人とする、本件請求と同一内容の勧告を発することを求めて、住民監査請求を行なった。

しかし、群馬県監査委員は、本年11月1日付で原告らの請求を棄却する旨の監査結果を原告らに通知した。

7、結論

以上の次第で原告らは、地方自治法第242条の2第1項第1号に基づき、被告らに対し、本件ダムに関する利水上、治水上の各負担金の支出の差止めを求め(請求の趣旨第1項および第3項)、また、同条同項第3号に基づき、被告企業管理者が財産(ダム使用权の設定を受けるべき地位)の管理を怠る事実の違法確認を求める(同第2項)とともに、同条同項第4号に基づき群馬県知事および企業管理者の地位にあった個人に対し然るべき損害賠償請求がなされるべきことを求めて(同第4項)本訴に及んだのである。

立 証 方 法

甲第 1 号証 監査結果通知書

以上のほか、口頭弁論期日において、必要に応じ提出する。

添 付 書 類

- | | |
|-------------|-------|
| 1、訴状(副本) | 2 通 |
| 2、甲 1 号証(写) | 3 通 |
| 3、訴訟委任状 | 2 1 通 |

以 上

当 事 者 目 録

〒379 - 1103	勢多郡赤城村津久田254番地 原 告 青 木 良 明
〒375 - 0011	藤岡市岡之郷5番地 原 告 秋 山 博
〒371 - 0231	勢多郡大胡町堀越986番地2 原 告 有 馬 良 一
〒379 - 2123	前橋市山王町1丁目32 - 29 原 告 飯 塚 忠 志
〒370 - 1113	佐波郡玉村町大字箱石296番地3 原 告 石 川 眞 男
〒370 - 2316	富岡市富岡1513番地1 原 告 井 上 み つ
〒371 - 0002	前橋市江木町928番地1 B-52 原 告 大 塚 正 之
〒370 - 1201	高崎市倉賀野町1950番地2 原 告 小 笠 原 眞 明
〒370 - 2316	富岡市富岡1436番地 原 告 斎 田 友 雄
〒379 - 0213	碓氷郡松井田町大字小日向647番地 原 告 佐 藤 泰 山
〒379 - 1305	利根郡月夜野町後閑785番地 原 告 佐 藤 一
〒371 - 0801	前橋市文京町1丁目15 - 10 原 告 鈴 木 庸

〒370 - 0843	高崎市双葉町15 - 10	原告	角田凡夫
〒378 - 0031	沼田市薄根町4122番地4	原告	永井羊一
〒378 - 0034	沼田市恩田町35番地	原告	穂苅清一
〒378 - 0015	沼田市戸鹿野町319番地	原告	真下淑恵
〒377 - 1711	吾妻郡草津町大字草津564番地2	原告	羽部光男
〒377 - 0416	吾妻郡中之条町大字蟻川2447番地	原告	原沢今朝司
〒372 - 0038	伊勢崎市新栄町3770番地15	原告	星京子
〒370 - 1115	佐波郡玉村町大字五料743番地6	原告	星野繁
〒370 - 3533	群馬郡群馬町保渡田1006番地1	原告	鈴木育子
〒371 - 8570	前橋市大手町1丁目1番1号	被告	群馬県知事 小寺弘之
〒371 - 8570	前橋市大手町1丁目1番1号	被告	群馬県企業管理者 関根宏一

原告訴訟代理人目録

群馬県前橋市天川原町1丁目3番5号	野上法律事務所 弁護士 野 上 恭 道
群馬県前橋市新前橋町1丁目35番地	法律事務所コスモス 弁護士 樋 口 和 彦 弁護士 吉 野 晶
群馬県前橋市大手町1丁目5番11号	大手町ビル2階A-4 ぐんま市民法律事務所(送達場所) 弁護士 福 田 寿 男 TEL 027-210-6441 FAX 027-210-6442
群馬県高崎市東町172番地の16	共済会館3階 高崎合同法律事務所 弁護士 金 井 厚 二
群馬県高崎市中居町3丁目3番地7	弁護士法人菅野法律事務所 高崎事務所 弁護士 嶋 田 久 夫
群馬県高崎市宮元町25番地	大手前ハイツ3F-A あおば法律事務所 弁護士 赤 石 あ ゆ 子
群馬県前橋市元総社町44番地	飯野春正法律事務所 弁護士 飯 野 春 正
群馬県前橋市大手町3丁目1番10号	群馬県教育会館2階角田・出牛合同法律事務所 弁護士 出 牛 徹 郎
群馬県桐生市相生町2丁目371番地1	アゴラ21-1階 わたらせ法律事務所 弁護士 柿 沼 祐 三 郎
群馬県太田市新井町516番地の11	坂本ビル2階 斉藤匠法律事務所 弁護士 斉 藤 匠

神奈川県横浜市中区相生町 1 - 1 8 光南ビル 6 階 大川隆司法律事務所
 弁護士 大 川 隆 司

福島県いわき市平字八幡小路 6 6 - 9 廣田次男法律事務所
 弁護士 廣 田 次 男

栃木県宇都宮市一条 4 - 5 - 1 1 大木一俊法律事務所
 弁護士 大 木 一 俊

栃木県宇都宮市小幡 2 - 7 - 8 須藤博法律事務所
 弁護士 須 藤 博

栃木県宇都宮市清住 3 - 2 - 2 7 高橋信正法律事務所
 弁護士 高 橋 信 正

栃木県宇都宮市小幡 1 - 1 - 2 1 オノセビル 3 階 山口益弘法律事務所
 弁護士 山 口 益 弘

茨城県水戸市梅香 2 - 2 - 4 5 朝日ビル 2 階 水戸翔合同法律事務所
 弁護士 五 來 則 男
 弁護士 谷 萩 陽 一

茨城県つくば市小野崎小池 1 3 1 松本ビル 2 階 坂本博之法律事務所
 弁護士 坂 本 博 之

埼玉県入間市向陽台 1 - 1 - 2 0 入間駅前プラザ 8 - 7 0 4 田島義久法律事務所
 弁護士 川 井 理 砂 子

埼玉県さいたま市浦和区岸町 6 - 1 - 2 4 小林総合法律事務所
 弁護士 小 林 哲 彦

埼玉県熊谷市宮町 2 - 9 5 間庭ビル 2 階 けやき総合法律事務所
 弁護士 南 雲 芳 夫

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 - 1 0 - 4 埼玉総合ビル 埼玉総合法律事務所
 弁護士 野 本 夏 生

千葉県千葉市中央区中央 4 - 1 0 - 1 2 蚕糸会館 千葉中央法律事務所

	弁護士	有	坂	修	一
	弁護士	中	丸	素	明
千葉県千葉市中央区中央4 - 10 - 8	光建ボイス205	植竹法律事務所			
	弁護士	植	竹	和	弘
千葉県松戸市松戸1281 - 29	住友生命松戸ビル5階	東葛総合法律事務所			
	弁護士	及	川	智	志
千葉県千葉市中央区本千葉町2 - 13	福井ビル6階	千葉市民協同法律事務所			
	弁護士	菅	野		泰
千葉県千葉市中央区中央3 - 15 - 6	やまちょうビル6階	渚法律事務所			
	弁護士	廣	瀬	理	夫
東京都港区虎ノ門2 - 5 - 4	末広ビル7階	森の風法律事務所			
	弁護士	朝	倉	淳	也
東京都港区西新橋2 - 2 - 5	竹内ビル3階	佐和法律事務所			
	弁護士	佐	和	洋	亮
東京都新宿区本塩町9	光丘四谷ビル6階	四谷見附法律事務所			
	弁護士	高	橋	利	明
東京都新宿区新宿1 - 15 - 9	さわだビル5階	東京共同法律事務所			
	弁護士	只	野		靖
東京都千代田区麹町6 - 4	麹町ハイツ502	谷合周三法律事務所			
	弁護士	谷	合	周	三
東京都豊島区西池袋1 - 17 - 10	池袋プラザビル6階	城北法律事務所			
	弁護士	田	見	高	秀
	弁護士	松	田	耕	平
東京都立川市錦町1 - 17 - 5	三多摩法律事務所				
	弁護士	土	橋		実
東京都町田市森野1 - 8 - 17	まちだ・さがみ総合法律事務所				

弁護士 中 野 直 樹

東京都中央区銀座4 - 9 - 6 三原橋ビル7階 第一法律事務所

弁護士 羽 倉 佐 知 子